



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

**Dis-
putes**

少額紛争に関する仲裁手続を簡易化する新たな ICC 仲裁規則の公表

[The New ICC Expedited Procedure Rules: A New Experiment](#)

ICC (国際商業会議所) 国際仲裁裁判所は、2016 年 12 月 8 日、ICC 仲裁規則の重要な改正について公表しました。この改正は、ICC における仲裁手続の透明性と効率性を改善すること、及び係争額が 200 万米ドルを超えない仲裁手続の簡易化を目的としています。

改正 ICC 仲裁規則の下で定められた係争額が 200 万米ドルを超えない仲裁手続を対象とする簡易仲裁手続の要点は、以下のとおりです。なお、係争額が 200 万米ドルを超える場合であっても、当事者の明示的な合意によりこの手続を利用することが可能です。

- ・ 仲裁人は 1 名しか選任されない (仲裁合意において 3 名の仲裁人を選任すると定めた場合であっても同様)
- ・ 付託事項書 (Terms of Reference) の作成が不要
- ・ 一度仲裁人が選任されると、両当事者は明示の許可がない限り新たな請求を追加することができない
- ・ 事件管理会議 (Case Management Conference) は仲裁人の事件記録受領から 15 日以内に開催されなければならない
- ・ 仲裁人の許可がない限り、当事者の書面提出 (Written Submission) が制限される
- ・ 仲裁人の許可がない限り、書類提出要求 (Request for Document Production) は認められない
- ・ 仲裁人の別途の決定がない限り、仲裁判断は書証のみによって下され、審理や証人尋問は行われない
- ・ ICC 国際仲裁裁判所によって延長されない限り、最終の仲裁判断は事件管理会議の日から 6 か月以内に下されなければならない
- ・ 仲裁人の報酬は通常より 2 割低額である

簡易仲裁手続は 2017 年 3 月 1 日から施行される予定であり、同日以前の仲裁合意には簡易仲裁手続の適用はありませんが、同日以降に締結された仲裁合意は、当事者が明示的にこれを排除しない限り、全て自動的に簡易仲裁手続の適用対象となります。したがって、同日以降に ICC 仲裁規則を適用する仲裁合意をする場合、簡易仲裁手続の適用を排除するかどうかについて特に注意が必要となります。

General

トランプ氏の大統領就任による対外制裁、輸出管理政策等への影響について

[Global Issues Under the Trump Administration: What the Future May Hold for Sanctions and Export Controls](#)

トランプ氏の大統領就任により、米国の対外制裁についても変更が予想されます。そもそも米国の対外制裁には、対象国毎の制裁と行為類型に応じた制裁が存在し、いずれも国家緊急経済権限法 (International Emergency Economic Power Act)、対敵国貿易法 (Trading with the Enemy Act) 及び関連する大統領命令 (Executive Order) 等に基づいて行われてきました。具体的規定の内容としては、主に、被制裁国に関する米国籍の個人又は法人による一定の行為を制限するものですが、イラン制裁法 (Iran Sanction Act) のように、非米国籍の個人及び法人の行為にも適用される規定もあり、注意が必要です。

General

トランプ氏の当選による貿易・対米投資への影響

[Potential U.S. Trade and Foreign Direct Investment Ramifications of the Trump Election](#)

トランプ氏の当選により、米国の貿易政策及び対米投資に対する規制は大きく変化することが予想されます。例えば、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定は米国の反対により、現状での実現可能性は著しく低下しており、また北米自由貿易協定 (NAFTA) についても、トランプ氏は見直しを明言しています。その他、明言はされていないものの、大西洋横断貿易投資パートナーシップ (TTIP) 協定の見直しも予想されます。これらの多国間での貿易協定に代わり、トランプ氏は二国間での個別の貿易協定を志向しているようです。

さらに、トランプ氏は米国内の労働者へ悪影響を及ぼす貿易に関する他国の不正、不法行為に対しても、米国貿易法 (Trade Act) 等を根拠に積極的に介入していく姿勢を示しています。また、これまで中国による対米投資を中心に審査を行ってきた、対米外国投資委員会 (CFIUS) の審査についても影響が生じる可能性があります。

General

Brexitが英国向け輸出業者に及ぼす影響について

[Brexit: Product Regulation and Safety-Further Musings on the Possible Effects on Importers of Goods into the European Union](#)

英国では現在、EU 離脱の手続きに関する議会承認の要否等が盛んに議論されています。英国が EU を離脱した場合、EU 域内、特に英国に対し、製品を輸出する企業は一体どのような影響を受けるのでしょうか。

現在 EU 域内に製品を輸出する場合、一定の基準を満たし、CE マークを製品に付けることで、あらゆる EU 加盟国で当該商品を販売することができます。しかし、英国の EU 離脱後は異なる基準を満たす必要があるかもしれません。



また、化粧品規制（Cosmetic Product Regulation (1223/2009)）のように、EU 域内に拠点を持たない企業について、EU 域内における代表者の選任を求める規定も多くあります。このため、英国にこのような代表者を置いていた場合、再考を迫られる可能性があります。

このように、英国の EU 離脱の影響に関しては、まだまだ不確定な部分が多いのが現状ですが、上記のように影響を受ける可能性が高い規定については早期の対応が必要といえます。

IP **欧州統一特許裁判所—2017年に発効の可能性**
[European Unitary Patent Court—Back on Schedule for 2017?](#)

英国は、欧州統一特許裁判所協定（UPCA）の批准手続きを進めること及び EU 加盟国である限り同協定による新たな特許制度の枠組みへの積極的な参加をすることを表明しました。今後の英国と EU との交渉次第ではありますが、英国は EU 離脱後も UPCA に基づく新たな制度に参加する意向ではないかと思われま

す。UPCA の発効には、英国、ドイツ、フランス及びその他 10 の EU 加盟国の参加が必要であり、現在までに英国とドイツ以外の各国において批准がされています。統一特許裁判所（UPC）は厳密には EU の裁判所ではありませんが、EU によって設立され、EU 法が適用されることから、英国の EU 離脱後の UPCA への関与の程度は今後の EU との交渉次第であり、英国が早急に UPCA 批准手続きを進めるとまでは必ずしもいえません。他方で、ドイツは、英国の批准を待って UPCA を批准することが予想され、ドイツの加入から 4 か月後に UPCA は発効することになります。このため、英国の批准手続きが速やかに進んだ場合には、2017 年中には UPCA が発効することになります。

英国の EU 離脱の決定により新しい特許制度への対応を中断していた企業は、今後数か月のうちに、欧州のこの新制度の適用を受けるかまたは現行の制度の適用を引き続き受ける（オプトアウト）かの判断、契約の見直し、紛争への対応方針の変更といった問題に対応する必要があります。特に、オプトアウトを受けるためには、発効前の一定の期間（サンライズ段階）内にオプトアウトの決定が必要であり注意を要します。

その他、2016年12月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust
フランス、代理店契約に関する規制を改正
[French Law Amends Distribution Agreement Rules](#)

Antitrust
英国当局、ファッションモデル事務所の競争法違反に罰金
[UK Fines Modeling Agencies for Breach of Competition Law](#)

BR&R
米国破産裁判所が管財人等の否認権の行使可能期間を長期に認める多数説を採用
[Court Adopts Majority View in Sanctioning Bankruptcy Trustee's Use of Tax Code Look-Back Period in Avoidance Actions](#)

Corp.
株主による取締役候補者提案権の導入後初めての行使を会社側が却下
[Proxy Access Denied: Company Rejects Investor's Attempted Use of Proxy Access Bylaw](#)

Corp.
米国最高裁がインサイダー取引に関する情報受領者の責任に関し、情報提供者の受益要件を明確化
[U.S. Supreme Court Clarifies Standards for "Tippee" Insider Trading Liability](#)

Finance
ベルギー、新たな不動産投資ビークルが導入される
[New Flexible Real Estate Investment Vehicle in Belgium](#)

Finance
スペインの不動産投資信託（REIT）入門
[A Guide to Spanish REITs — SOCIMIs](#)

Finance
フランス、金融機関再建及びネットティングに関する重要な改正
[Key Changes in French Regulations on Bank Resolution and Financial Netting](#)

General
米国連邦エネルギー規制当局、石油パイプライン等のパートナーシップの会計処理基準見直しに関する調査を開始
[Court's Concern About Recovery Windfall Triggers FERC Inquiry Result Could Be Lower Revenues from Assets Owned by Partnerships](#)

General
米国、民間調達に関する異議申立管轄が会計検査院に復帰
[Civilian Task Order Jurisdiction Restored at GAO](#)

General
フランス、ヘルスケア部門についての「情報システム・セキュリティ・プラン」を公表
[France Unveils its Information System Security Plan in the Health Care Sector](#)

General
米国財務省外国資産管理室、米国の対イラン制裁が再開された場合の事業撤退に関するガイドラインを公表
[OFAC Issues Guidance Regarding Wind-Down of Business Activities Involving Iran if Sanctions Snap Back](#)



General

米国保健福祉省監察総監室が反キックバック法におけるセーフハーバー等に関する新たな規定を公表

[Recent OIG Publications Address AKS Safe Harbors, CMP Regulations, and "Nominal Value" Policy](#)

General

米国裁判所、保健福祉省に対し、未処理の医療保険制度関連紛争の2020年中の解決を命じる

[D.C. District Court Orders DHHS to Reduce Medicare Appeal Backlog Affecting Hundreds of Thousands of Appeals](#)

General

トランプ当選が政府契約に及ぼす影響

[Government Contracts Ramifications of the Trump Election](#)

General

2015年英国保険法について予想される争点

[The UK Insurance Act 2015—Some Early Pointers on Possible Areas of Contention](#)

General

2016年後半、オーストラリアの注目すべき紛争及びプロジェクト

[Projects Disputes Cases in Australia: Recent Cases](#)

General

米国保健福祉省、臨床実験データの公表義務の範囲を拡大
[NIH Publishes New Clinical Disclosure Rules: Changing Scope of "Publicly Accessible" Information](#)

IP

米国最高裁、デザイン特許の侵害についての損害額算定基準を判示

[U.S. Supreme Court Creates Test for Assessing Damages for Design Patent Infringement](#)

IP

EU裁判所、「疑わしい」商品を取り扱った者に、偽造品を取り扱った者と同様の責任を認める

[Fifty Shades of Criminal Liability: "Grey" Goods and Beyond](#)

IP

生物学的方法により生成された製品の特許可能性について
[Clarifying or Confusing? The European Commission Chews on Tomatoes and Broccoli](#)

Labor

米国裁判所、団体交渉における交渉単位の判断に関する全米労働関係委員会の決定を破棄

[Second Circuit Overturns NLRB Unit Determination and Admonishes NLRB for Misapplying Specialty Healthcare Standard](#)